

## 管理規程

埼玉県病院事業管理規程第七号

埼玉県病院局人事事務取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十二年三月三十日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

埼玉県病院局人事事務取扱規程の一部を改正する規程

埼玉県病院局人事事務取扱規程（平成十四年三月二十九日病院事業管理規程第十号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「候補者があるとき」の下に「（当該候補者の採用が再任用の場合を除く。）」を加える。

第二十条を次のように改める。

（育児休業承認請求書の提出）

第二十条 所属長は、職員から服務規程第十四条の二第一項の規定による育児休業承認請求書若しくは同条第二項の規定による育児短時間勤務承認請求書（以下「育児休業承認請求書等」という。）の提出があつたとき、又は育児休業若しくは育児短時間勤務（以下「育児休業等」という。）をしている職員から服務規程第十四条の三の規定による育児休業等変更届の提出があつたときは、速やかに当該育児休業承認請求書等又は育児休業等変更届を埼玉県病院局事務の委任及び決裁に関する規程（平成十四年病院事業管理規程第五号）において決裁又は専決することができるとして定められている者に提出しなければならない。

2 所属長は、職員から育児休業承認請求書等の提出があつた場合において、当該育児休業承認請求書等に係る育児休業の期間中臨時的に任用すべき適当な候補者があるときは、第七条の規定の例によりその旨を課長に申し出るものとする。

3 所属長は、育児休業をした職員が育児休業の期間の満了により職務に復帰した場合又は育児短時間勤務の期間が満了した場合には、速やかにその旨を課長に報告しなければならない。

第二十一条を次のように改める。

（育児休業等通知書の交付）

第二十一条 次の各号に掲げる場合には、別表第二に定めるところにより、第三号様式の育児休業等通知書を交付する。

- 一 育児休業等を承認する場合
- 二 育児休業等を承認しない場合
- 三 育児休業等の期間の延長を承認する場合

- 四 育児休業等の期間の延長を承認しない場合
- 五 育児休業等の承認が失効した場合
- 六 育児休業等の承認を取り消す場合
- 七 育児休業をした職員が職務に復帰した場合（育児休業の期間の満了により職務に復帰した場合を除く。）
- 八 育児短時間勤務が終了した場合（育児短時間勤務の期間が満了した場合を除く。）

別表第一を次のように改める。

別表第一（第五条、第六条関係）

区分	発令事由	通知書の記載形式	備考
採用	(1) 職員に採用する場合	埼玉県「a」に任命する 「b」を命ずる 職（ ） 級に決定する 号給を給する 平成18年埼玉県病院事業管理 規程第4号附則の規定による 給料 円を給する	
	(2) 法第22条第2項又は地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第6条第1項の規定により臨時的任用を行う場合 ア 新規の場合	地方公務員法第22条第2項（又は）地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項の規定により臨時的職員に任命する 「b」を命ずる 任期は平成 年 月 日までとする 職（ ） 級に決定する 号給を給する 臨時的任用を更新する 任期は平成 年 月 日までとする	
	イ 更新の場合	地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項第1号の規定により任期を定めて職員を採用する場合 ア 新規の場合	
	イ 更新の場合	地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項の規定により任期を定めて職員を採用する場合 ア 新規の場合	

イ 更新の場合	<p>(5) 国、他の地方公共団体の職員をその身分を保有したまま職員に採用する場合</p> <p>(6) 地方公共団体の一般職の任期付研究員の採用等に関する法律（平成12年法律第51号）第3条の規定により任期を定めて職員を採用する場合</p> <p>ア 新規の場合</p> <p>イ 更新の場合</p>	<p>任期を更新する 〔週 時間 分勤務とする〕 任期は平成 年 月 日までとする</p> <p>埼玉県「a」に併任する</p> <p>「b」を命ずる 職（ ） 級に決定する 号給を給する 〔ただし給料は支給しない〕</p> <p>地方公共団体の一般職の任期付研究員の採用等に関する法律第3条第1項第1号（第2号）の規定により埼玉県「a」に任命する</p> <p>「b」を命ずる 任期は平成 年 月 日までとする 円を給する</p> <p>任期を更新する 任期は平成 年 月 日までとする</p>	<p>勤務時間を変更しない場合は、〔 〕の部分は省略する。</p> <p>給料を支給する場合 給料は、〔 〕の部分は省略する。</p>
<p>ア 新規の場合</p> <p>イ 更新の場合</p>	<p>(7) 地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第3条の規定により任期を定めて職員を採用する場合</p> <p>ア 新規の場合</p> <p>イ 更新の場合</p>	<p>地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第3条第1項（第2項）の規定により埼玉県「a」に任命する</p> <p>「b」を命ずる 任期は平成 年 月 日までとする 円を給する 〔又は〕 職（ ） 級に決定する 号給を給する 任期を更新する 任期は平成 年 月 日までとする</p>	<p>昇任のみの発令の場合、〔 〕の部分は省略する。昇格のみの発令の場合は、 「b」を命ずる」の部分は省略する。</p>
昇任及び昇格	<p>(注) 埼玉県病院局職員給与規程の一部を改正する規程（平成18年病院事業管理規程第4号）附則により給料の切替えに伴う経過措置を受ける場合</p>	<p>「b」を命ずる 〔 職（ ） 級に昇格させる 号給を給する〕 平成18年埼玉県病院事業管理規程第4号附則による給料円を給する</p>	<p>昇任のみの発令の場合、〔 〕の部分は省略する。昇格のみの発令の場合は、 「b」を命ずる」の部分は省略する。</p>

降任及び降格	(1) 法第28条第1項の処分として行う場合  (注) 埼玉県病院局職員給与規程の一部を改正する規程(平成18年病院事業管理規程第4号)附則の規定により給料の切替えに伴う経過措置を受ける場合 (2) (1)以外の場合	地方公務員法第28条第1項第号の規定により「b」を命ずる 職( ) 級に降格させる 号給を給する) 平成18年埼玉県病院事業管理規程第4号附則の規定による給料 円を給する  処分の根拠の記載を除き、(1)に定める記載形式の例による。	降任のみの発令の場合、( )の部分には省略する。
転任	<p>任命換え 職員の種類を異にして異動する場合</p> <p>配置換え 勤務課所を異にして異動する場合</p> <p>転入 管理者以外の者を任命権者とする県の職員を、職員の場合に任命する場合</p> <p>過措置を受けける場合</p> <p>過措置を受けける場合</p>	<p>埼玉県「a」に任命換えする場合</p> <p>「b」を命ずる 職( ) 級に決定する 号給を給する)</p> <p>平成18年埼玉県病院事業管理規程第4号附則の規定による給料 円を給する</p> <p>「b」を命ずる 職( ) 級に決定する 号給を給する)</p> <p>平成18年埼玉県病院事業管理規程第4号附則の規定による給料 円を給する</p>	〔 〕の部分は、給料表の適用を異にする異動の場合に用いる。
併任	<p>任命換え 管理者以外の者を任命権者とする県の職員を、その職を保有したまま職員の場合に任命する場合</p>	採用の場合の(1)に定める記載形式の例による。	
併任の解任		埼玉県「a」併任を命ずる	
兼任	異なる職員の種類及び他の課所の職を兼ねる場合	兼ねて埼玉県「a」に任命する 兼ねて「b」を命ずる 埼玉県「a」兼任を免ずる	
兼任の解任	兼任の項の兼任を解く場合	「b」兼任を免ずる	

昇給	<p>(1) 給与条例第4条第6項及び第7項の規定により特定職員を昇給させる場合</p> <p>(注) 埼玉県病院局職員給与規程の一部を改正する規程(平成18年病院事業管理規程第4号)附則の規定により給料の切替えに伴う経過措置を受ける場合</p> <p>(2) 給与条例第4条第6項及び第7項の規定により特定職員以外の職員を昇給させる場合</p> <p>(注) 埼玉県病院局職員給与規程の一部を改正する規程(平成18年病院事業管理規程第4号)附則の規定により給料の切替えに伴う経過措置を受ける場合</p> <p>(3) その他の場合</p>	<p>埼玉県人事委員会規則7第21第 条第 項第 号の規定に準じ、当該昇給区分に決定した 職( ) 級 号給を給する</p> <p>〔埼玉県人事委員会規則7第21第 条第 項の規定に準じ昇給しない〕 (又は) 人委第981号第 条関係第 項の規定に準じ、当該昇給区分に決定した 職( ) 級 号給を給する</p> <p>〔埼玉県人事委員会規則7第21第 条第 項の規定に準じ昇給しない〕 平成18年埼玉県病院事業管理規程第4号附則の規定による給料 円を給する</p> <p>職( ) 級 号給を給する</p> <p>(埼玉県人事委員会規則7第80附則第2項第1号準用) 平成18年埼玉県病院事業管理規程第4号附則の規定による給料 円を給する</p>	〔 〕の部分は、五号該当昇給区分の場合に用いる。
給料表の改定に伴う給料の額の変更	<p>(1) 埼玉県病院局職員給与規程を改正する規程(平成18年病院事業管理規程第4号)附則の規定による給料の額が変更された場合((2)に掲げる場合を除く。)</p> <p>(2) 埼玉県病院局職員給与規程を改正する規程(平成18年病院事業管理規程第4号)附則の規定による給料の額が支給されなかった場合</p>	<p>埼玉県人事委員会規則7第21第 条 (後段 (又は) 第 項及び第 項)の規定に準じ昇給しない</p> <p>平成 年埼玉県病院事業管理規程第 号の施行に伴い、平成18年病院事業管理規程第4号附則の規定による給料として給する額を 円とする</p> <p>平成 年埼玉県病院事業管理規程第 号の施行に伴い、平成18年病院事業管理規程第4号附則の規定による給料は支給されなかった。</p>	
事務取扱	<p>職員に他の同等又は下位の職の事務を取り扱わせる場合</p> <p>ア 外国出張中事務取扱を命ずる場合</p> <p>イ 病気療養中事務取扱を命ずる場合</p> <p>ウ 研修中事務取扱を命ずる場合</p> <p>エ ア、イ及びウ以外の場合</p>	<p>「b」何某海外出張中</p> <p>「b」事務取扱を命ずる</p> <p>「b」何某病気療養中</p> <p>「b」事務取扱を命ずる</p> <p>「b」何某 において研修中</p> <p>「b」事務取扱を命ずる</p> <p>「b」事務取扱を命ずる</p>	

事務取扱免	事務取扱の項工の場合	「b」事務取扱を免ずる	
心得	職員に他の上位の職の事務を取り扱わせる場合	「b」心得を命ずる	
心得免		「b」心得を免ずる	
派遣	(1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）に基づく場合	地方自治法第252条の17の規定に基づき 〆派遣する派遣期間は平成 年 月 日から平成 年 月 日までとする （派遣期間の延長） 派遣期間を平成 年 月 日まで延長する	地方自治法第292条において準用する場合を含む
	(2) 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年埼玉県条例第1号）に基づく場合	外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例第2条第1項の規定に基づき（ ）〆派遣する 派遣期間は平成 年 月 日から平成 年 月 日までとする 派遣期間中、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の〆を支給する （又は） 派遣期間中給与を支給しない （派遣期間の延長） 派遣期間を平成 年 月 日まで延長する 延長に係る期間中、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の〆を支給する （又は） 延長に係る期間中給与を支給しない	には派遣先の機関の名称を、にはその所在地を記入する。
派遣の解任・職務復帰	(3) その他の場合 (1) 地方自治法に基づく場合 (2) 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例に基づく場合	〆の派遣を解く （派遣の解任） 〆の派遣を解く （派遣期間満了による職務復帰） 派遣期間の満了により職務に復帰した	
駐在	(3) その他の場合	(1)の例に準ずる。	
駐在の解任		駐在を命ずる	
		駐在を解く	
休職	(1) 心身故障により休職する場合	地方公務員法第28条第2項第1号の規定により休職を命ずる 休職期間は平成 年 月 日から平成 年 月 日までとする （休職期間の延長） 休職期間を平成 年 月 日まで延長する	

	(2) 刑事事件の起訴により 休職する場合	地方公務員法第28条第2項第 2号の規定により休職を命ず る 休職期間は当該刑事事件が裁 判所に係属する間とする 休職期間中の給与の種類及び基 企業職員の給与の種類及び基 準に関する条例第23条の規定 により給料、扶養手当、地域 手当及び住居手当のそれぞれ 100分の とする (又は) 休職期間中給与は支給しない	
	(3) 分限条例第2条の規定 により休職する場合	職員の分限に関する条例第2 条の規定により休職を命ずる 休職期間は平成 年 月 日 から平成 年 月 日までと する 休職期間中の給与は病院事業 企業職員の給与の種類及び基 準に関する条例第23条の規定 により給料、扶養手当、地域 手当、住居手当及び期末手当 のそれぞれ100分の とする (休職期間の延長) 休職期間を平成 年 月 日 まで延長する 休職を命ずる	〔 〕の部分は、 休職処分後に公務 災害又は通勤災害 の認定があった場 合に用いる。
復職	(1) 休職中の職員を職務に 復帰させる場合	(平成 年 月 日から平成 年 月 日までの休職期間 中の給与は病院事業企業職員の 給与の種類及び基準に関する 条例第23条の規定により全 額支給することとする (公務災害認定(認定番号 )による) (又は) (通勤災害認定(認定番号 ( )による))	なお、上記の場合 で既に復職してい る場合には、〔 〕の部分のみ発令 する。
	(2) 休職期間の満了により 職務に復帰した場合	休職期間の満了により復職し た	
分限免職		地方公務員法第28条第1項第 号の規定により免職する	
戒告		地方公務員法第29条第1項第 号の規定により戒告する	
減給		地方公務員法第29条第1項第 号の規定により の月額 の を減給する	
停職		地方公務員法第29条第1項第 号の規定により 間停職する	
懲戒免職		地方公務員法第29条第1項第 号の規定により免職する	
失職		地方公務員法第16条第 号に 該当したので同法第28条第4 項の規定により失職した	

免職	法第29条の2第1項各号に規定する職員を免職する場合	免職する「d」	
退職	(1) 職員が定年退職をする場合 (2) 職員がその意により退職する場合 (3) 採用の項(4)に定める職員が退職する場合	職員の定年等に関する条例第2条の規定により平成 年 月 日限り定年退職 辞職を承認する  〔職員の退職手当に関する条例(昭和38年埼玉県条例第18号)第22条第1項の規定により退職手当を支給しない)埼玉県「a」併任を免ずる	
勤務延長	(1) 勤務延長を行う場合 (2) 勤務延長の期限を延長する場合 (3) 勤務延長の期限を繰り上げる場合 (4) 勤務延長職員が異動し、期限の定めのない職員となった場合 (5) 勤務延長の期限の到来により職員が当然退職する場合	平成 年 月 日まで勤務延長する 勤務延長の期限を平成 年 月 日まで延長する 勤務延長の期限を平成 年 月 日に繰り上げる 期限の定めのない職員となった  職員の定年等に関する条例第4条の規定による期限の到来により平成 年 月 日限り退職	地方公務員法第28条の4第1項(第28条の5第1項、第28条の6第1項、第28条の6第2項)の規定により埼玉県「a」に任命する
再任用	(1) 再任用を行う場合  (2) 再任用の任期を更新する場合 (3) 再任用職員が異動し、任期の定めのない職員となった場合 (4) 再任用の任期の満了により職員が当然退職する場合	「b」(4週につき 時間 分勤務)を命ずる 任期は平成 年 月 日までとする 職( ) 級に決定する (職員の給与に関する条例第4条第12項準用) (又は) (職員の給与に関する条例第4条の2準用) 再任用の任期を平成 年 月 日まで更新する 任期の定めのない職員となった	地方公務員法第28条の4第1項、第28条の4第1項、第28条の6第1項の規定による任用の場合、 「(4週につき 時間 分勤務)」の部分は省略する。
任期満了・死亡		通知書の交付はしない。	
一般職に属する臨時又は非常勤の職員の任免等		別に定める。	

注 1 記載形式の欄中「a」等とあるのは、次の区分による。

- 「a」の職員に種類を記入する。
- 「b」組織等及び職の名称を記入する。
- (例) 病院局経営管理課長、埼玉県立循環器・呼吸器病センター看護部技師
- 「c」埼玉県知事部局、埼玉県議会事務局、埼玉県選挙管理委員会、埼玉県監査事務局、埼玉県教育委員会、埼玉県人事委員会事務局、埼玉県労働委員会事務局、埼玉県警察本部、埼玉県企業局又は埼玉県下水道局と記入する。
- 「d」根拠法令又は理由を記入する。
- 2 1人の職員について同時に2以上の人事異動を併せて行う場合、通知書への記載は、次の順による。
- (1) 職員の種類(埼玉県職員又は臨時的職員)
- (2) 職
- (3) 任期
- (4) 給料
- (5) その他

別表第二(第二十一条関係)

区分	発令事由	通知書の記載形式	備考
承認	(1) 育児休業法第2条の規定により育児休業を承認する場合	育児休業を承認する 期間は平成 年 月 日から平成 年 月 日までとする	
	(2) 育児休業法第2条の規定により育児休業を承認しない場合	平成 年 月 日付で請求のあった育児休業については承認しない (理由) 〔必要に応じて記入〕	「ア」の記号をもって表示する事項は、「週時間勤務」(時間部分)には、職員の勤務時間を表示する。)とする。
	(3) 育児休業法第10条の規定により育児短時間勤務を承認する場合	育児短時間勤務(ア)を承認する期間は平成 年 月 日から平成 年 月 日までとする	
	(4) 育児休業法第10条の規定により育児短時間勤務を承認しない場合	平成 年 月 日付で請求のあった育児短時間勤務については承認しない (理由) 〔必要に応じて記入〕	
	(5) 育児短時間勤務をしている職員について当該育児短時間勤務と異なる内容の育児短時間勤務を承認する場合	育児短時間勤務(ア)を取り消し、平成 年 月 日付で請求のあった育児短時間勤務(イ)を承認する期間は平成 年 月 日までとする	「ア」又は「イ」の記号をもって表示する事項は、取り消された育児短時間勤務又は取消し後に承認される育児短時間勤務に係る「週時間勤務」(時間部分)には、職員の勤務時間を表示する。)とする。
延長	(1) 育児休業法第3条の規定により育児休業の期間の延長を承認する場合	育児休業の期間の延長を承認する期間は平成 年 月 日までとする	

	(2) 育児休業法第3条の規定により育児休業の期間の延長を承認しない場合	平成 年 月 日付けで請求のあった育児休業の期間の延長については承認しない (理由) 〔必要に応じて記入〕	
	(3) 育児休業法第11条の規定により育児短時間勤務の延長を承認する場合	育児短時間勤務の期間を平成 年 月 日まで延長することを承認する (理由) 〔必要に応じて記入〕	
	(4) 育児休業法第11条の規定により育児短時間勤務の延長を承認しない場合	平成 年 月 日付けで請求のあった育児短時間勤務の期間の延長については承認しない (理由) 〔必要に応じて記入〕	
失効等	(1) 育児休業法第5条第1項の規定により育児休業の承認が失効した場合	地方公務員の育児休業等に関する法律第5条第2項の規定により平成 年 月 日をもって育児休業の承認を取り消す	
	(2) 育児休業法第5条第2項の規定により育児休業の承認を取り消す場合	地方公務員の育児休業等に関する法律第5条第2項の規定により平成 年 月 日をもって育児休業の承認を取り消す	
	(3) 育児休業法第12条の規定により育児短時間勤務の承認が失効した場合	地方公務員の育児休業等に関する法律第12条の規定により平成 年 月 日をもって育児短時間勤務の承認は失効した	
	(4) 育児休業法第12条の規定により育児短時間勤務の承認を取り消す場合	地方公務員の育児休業等に関する法律第12条の規定により、平成 年 月 日をもって育児短時間勤務の承認を取り消す	
職務復帰	(1) 育児休業法第5条第1項又は第2項の規定による育児休業の承認の失効又は取消しにより職務に復帰した場合	平成 年 月 日から職務に復帰した (理由) 〔必要に応じて記入〕	
	(2) 育児休業法第12条の規定による育児短時間勤務の承認の失効又は取消しにより育児短時間勤務が終了した場合	育児短時間勤務は終了した (理由) 〔必要に応じて記入〕	

第三号様式中「育児休業」を「育児休業等」に改める。

附 則

1)の規程は、平成二十二年四月一日から施行する。